

宮津市つつじが丘団地購入者紹介報奨金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有するつつじが丘団地内の宅地（以下「分譲地」という。）の販売を促進するため、当該分譲地の購入希望者を紹介した者に対し、紹介報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 紹介 紹介者が購入希望者に関する情報を市に提供することをいう。
- (2) 購入希望者 市と分譲地の売買契約を締結する意志を有する者をいう。
- (3) 事業者 個人事業者及び法人をいう。

(交付対象者)

第3条 報奨金の交付対象者は、分譲地の購入希望者を紹介した事業者又は満18歳以上の個人（以下「紹介者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、その対象としないものとする。

- (1) 市職員
- (2) 京都府又は市から移住定住施策に関する業務を受託する団体及び当該団体に属する者
- (3) 購入希望者と同居する者又は生計を一にする者
- (4) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者に属する者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (6) その他市長が適当でないと認める者

(紹介者の責務)

第4条 紹介者は、市と購入希望者との分譲地の売買契約の締結に協力するものとする。

(紹介書の提出)

第5条 紹介者は、あらかじめ購入希望者の同意を得た上で、つつじが丘団地購入希望者紹介書（以下「紹介書」という。）を市長に提出するものとする。

(受理書の交付)

第6条 市長は、前項に規定する紹介書が提出されたときは、その内容について審査し、紹介者に対し、つつじが丘団地購入希望者紹介書受理書（次条において「受理書」という。）を交付するものとする。ただし、市と購入希望者との間で、分譲地の分譲に関して既に交渉が行われているときは、紹介書を受理しないものとする。

2 同一の購入希望者に関する紹介書が複数の紹介者から提出されたときは、最初に紹介書を提出した紹介者に受理書を交付するものとする。

(受理書の有効期間)

第7条 受理書の有効期間は、受理書を交付した日から起算して6月とし、有効期間内に市と購入希望者との分譲地の売買契約が成立しなかったときは、報奨金は交付しないものとする。

(報奨金の額)

第8条 報奨金の額は、紹介者が購入希望者に関する情報を市に紹介し、前条に規定する有効期間内に売買契約の締結が完了した1件につき次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 事業者 10万円
 - (2) 満18歳以上の個人 3万円
- (報奨金の交付)

第9条 市長は、購入希望者との間で分譲地の売買契約が成立し、購入希望者から売買代金が全額納入されたことを確認した後、紹介者からつつじが丘団地購入紹介報奨金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに報奨金を交付するものとする。

(返還)

第10条 市長は、紹介者が紹介した内容に虚偽その他不正な行為が認められたときは、報奨金の交付を受けた者に対し、交付された報奨金を返還させることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 紹介者は、購入希望者に関する個人情報を適正に取り扱うとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。